

Ⅲ. 賃金・労働時間

1. 賃金

(1) 本県及び全国の年平均の月間賃金の推移

(単位:円、%)

			現金給与総額		定期給与		所定内給与		特別給与
				対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)	
5 人 以 上	長 崎 県	令和2年	272,284	△ 2.1	227,562	△ 1.6	210,994	△ 2.6	44,722
		3年	270,911	△ 0.5	226,153	△ 0.6	210,966	0.0	44,758
		4年	264,913	△ 2.3	223,673	△ 1.1	209,808	△ 0.6	41,240
		5年	265,921	0.4	224,509	0.4	209,839	0.0	41,412
		6年	279,732	4.2	233,943	3.4	219,366	3.8	45,789
	全 国	令和2年	318,405	-1.2	262,325	△ 0.7	244,968	0.2	56,080
		3年	319,461	0.3	263,739	0.5	245,709	0.3	55,722
		4年	325,817	2.0	267,461	1.4	248,529	1.1	58,356
		5年	329,777	1.2	270,229	1.0	251,257	1.1	59,548
		6年	347,994	2.8	281,959	2.0	262,325	2.1	66,035
3 0 人 以 上	長 崎 県	令和2年	311,574	2.4	256,406	3.1	234,788	2.6	55,168
		3年	301,895	△ 3.1	249,372	△ 2.7	228,108	△ 2.8	52,523
		4年	293,076	-3	243,289	-2.5	224,663	-1.5	49,787
		5年	295,002	0.7	244,121	0.3	224,923	1.2	50,881
		6年	308,913	5.4	255,566	5.4	236,750	5.8	53,347
	全 国	令和2年	365,100	△ 1.7	293,056	△ 1.1	271,025	0.1	72,044
		3年	368,493	1.0	296,652	1.2	273,186	0.8	71,841
		4年	379,732	3.1	303,496	2.4	278,687	2.0	76,236
		5年	386,982	1.9	308,436	1.6	283,594	1.8	78,546
		6年	397,789	3.3	315,351	2.6	290,654	2.7	82,438

(出典:毎月勤労統計調査)

- 注 1) 「現金給与総額」とは、「定期給与」と「特別給与」との合計額である。
 2) 「定期給与」とは、労働協約、給与規則等により、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって「超過労働給与」を含む。
 3) 「所定内給与」とは、「定期給与」から「超過労働給与」を差し引いた額である。
 4) 「特別給与」とは、調査期間内に一時的または突発的理由に基づいて、あらかじめ定められている契約や規則等によらないで労働者に現実に支払われた給与、賞与等のことであって、支給額が労働協約等によってあらかじめ確定していても非常にまれに支給があったり、支給事由の発生が不確定であるものも含まれる。
 5) 対前年増減率は、事業所抽出替えによるギャップを修正した指数により算出しているため、実数値から算出される増減率とは一致しない場合がある。

(2)就業形態別令和6年平均の月間定期給与額

①長崎県 一事業所規模5人以上一

(単位:円、%)

形態	産業	現金給与総額		定期給与		所定内給与		特別給与	
		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減(円)	
一般労働者	調査産業計	362,314	4.8	296,612	3.8	276,127	4.1	65,702	6,096
	製造業	359,090	0.4	286,385	△ 0.5	258,485	0.7	72,695	2,037
	卸売業,小売業	345,519	8.9	278,379	7.3	265,063	7.5	67,140	9,468
	医療,福祉	366,370	12.5	304,323	10.8	286,211	10.6	62,047	10,679
パートタイム労働者	調査産業計	102,879	6.4	99,734	6.5	97,809	6.6	3,145	102
	製造業	123,099	2.8	120,679	4.0	114,636	2.7	2,420	△ 1,164
	卸売業,小売業	103,885	7.0	101,921	8.1	100,535	8.5	1,964	△ 788
	医療,福祉	114,878	5.0	110,060	5.3	109,104	5.7	4,818	45

②全国 一事業所規模5人以上一

(単位:円、%)

形態	産業	現金給与総額		定期給与		所定内給与		特別給与	
		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減(円)	
一般労働者	調査産業計	453,256	3.2	359,632	2.4	332,599	2.4	93,624	7,250
	製造業	453,661	2.9	351,880	2.3	318,763	2.6	101,781	5,697
	卸売業,小売業	466,367	5.1	363,470	2.9	342,383	2.8	102,897	12,974
	医療,福祉	397,784	2.2	329,254	1.1	308,794	1.0	68,530	4,006
パートタイム労働者	調査産業計	111,901	3.9	107,746	3.2	104,706	3.1	4,155	1,056
	製造業	138,973	4.7	133,302	4.5	126,164	4.2	5,671	686
	卸売業,小売業	106,603	4.9	104,040	4.8	101,910	4.8	2,563	312
	医療,福祉	134,822	5.3	126,768	3.7	124,223	3.7	8,054	2,308

③長崎県 一事業所規模30人以上一

(単位:円、%)

形態	産業	現金給与総額		定期給与		所定内給与		特別給与	
		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減(円)	
一般労働者	調査産業計	384,746	4.9	312,224	5.0	286,999	5.5	72,522	4,206
	製造業	389,571	△ 0.1	305,489	△ 0.5	273,658	0.3	84,082	673
	卸売業,小売業	330,243	△ 7.0	269,972	△ 3.5	253,444	△ 3.5	60,271	△ 14,333
	医療,福祉	389,385	11.8	323,280	12.9	301,203	12.3	66,105	4,663
パートタイム労働者	調査産業計	112,911	5.1	109,124	5.2	106,871	5.1	3,787	81
	製造業	136,314	11.7	133,802	12.6	125,453	11.5	2,512	△ 741
	卸売業,小売業	116,008	1.9	112,632	2.9	111,418	2.7	3,379	△ 885
	医療,福祉	123,726	6.4	119,363	7.3	118,101	7.4	4,363	△ 597

④全国 一事業所規模30人以上一

(単位:円、%)

形態	産業	現金給与総額		定期給与		所定内給与		特別給与	
		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減(円)	
一般労働者	調査産業計	487,329	3.5	379,321	2.7	347,819	2.9	108,008	5,013
	製造業	478,785	3.1	364,705	2.6	327,665	2.9	114,080	3,955
	卸売業,小売業	530,598	6.1	339,384	3.6	374,867	3.5	131,214	14,568
	医療,福祉	425,987	2.2	349,548	1.4	324,093	1.4	76,439	1,800
パートタイム労働者	調査産業計	126,472	4.6	121,516	3.9	117,439	3.8	4,956	1,057
	製造業	153,591	5.0	147,204	4.9	136,996	4.4	6,387	696
	卸売業,小売業	115,932	4.7	112,638	4.3	110,679	4.4	3,294	469
	医療,福祉	156,576	8.1	146,862	6.0	143,200	6.0	9,714	3,092

(出典:毎月勤労統計調査)

- 注 1) 「一般労働者」とは、「常用労働者(※)」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。
- 2) 「パートタイム労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。
- ① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。
 - ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者。
- ※「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。
- ① 期間を定めず、または1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者。
 - ② 日々または1ヶ月以内の期間を限って雇用された人のうち、前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇用された者。
- 3) 全国、長崎県の就業形態別超過労働給与、特別給与の賃金指数は作成していないため、「対前年増減率」は、実数をもとに算定している。

(3) 産業別令和6年平均の月間定期給与額

(単位:円)

事業所規模 産 業	5人以上			30人以上		
	長崎県		全 国	長崎県		全 国
	実 額	格 差 全国=100	実 額	実 額	格 差 全国=100	実 額
調 査 産 業 計	233,943	83.0	281,959	308,913	98.0	315,351
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	313,370	X	X	435,252
建 設 業	273,001	75.3	362,599	390,698	95.7	408,161
製 造 業	265,743	82.1	323,579	359,772	105.3	341,770
電気・ガス・熱供給・水道業	397,562	85.1	467,055	508,969	101.6	500,823
情 報 通 信 業	283,992	69.3	409,576	400,817	95.1	421,438
運 輸 業 , 郵 便 業	240,392	74.3	323,570	290,232	86.6	335,148
卸 売 業 , 小 売 業	190,715	76.8	248,463	199,368	71.0	280,640
金 融 業 , 保 険 業	318,430	81.0	393,363	399,986	93.5	427,597
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	236,462	72.3	327,271	256,123	71.8	356,574
学術研究,専門・技術サービス業	316,840	78.5	403,780	357,946	80.0	447,621
宿泊業,飲食サービス業	108,165	83.5	129,583	127,922	78.1	163,781
生活関連サービス業,娯楽業	187,789	91.8	204,615	224,519	102.8	218,393
教 育 , 学 習 支 援 業	305,106	100.7	303,051	478,996	140.3	341,440
医 療 , 福 祉	249,764	95.3	262,090	324,067	109.0	297,279
複 合 サ ー ビ ス 事 業	265,460	88.4	300,241	335,498	111.6	300,540
サービス業(他に分類されないもの)	213,030	86.0	247,682	224,345	92.5	242,416

「X」・・・調査対象が少ないため秘匿となるもの。

(出典:毎月勤労統計調査)

(4) 男女別令和6年平均の月間定期給与額

①事業所規模5人以上

(単位:円)

項目 産業	長崎県			全国		
	男性	女性	格差 男性=100	男性	女性	格差 男性=100
調査産業計	282,102	188,208	66.7	350,526	207,224	59.1
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	381,011	275,239	72.2
建設業	291,768	195,812	67.1	392,244	246,405	62.8
製造業	312,998	175,383	56.0	370,117	214,062	57.8
電気・ガス・熱供給・水道業	411,377	245,803	59.8	487,284	355,022	72.9
情報通信業	365,356	212,689	58.2	448,566	322,689	71.9
運輸業,郵便業	252,995	182,118	72.0	351,942	224,220	63.7
卸売業,小売業	253,581	139,148	54.9	333,443	173,582	52.1
金融業,保険業	416,703	258,168	62.0	521,902	295,275	56.6
不動産業,物品賃貸業	254,211	199,991	78.7	380,706	241,707	63.5
学術研究,専門・技術サービス業	368,260	229,887	62.4	460,682	301,636	65.5
宿泊業,飲食サービス業	122,344	98,210	80.3	167,008	104,812	62.8
生活関連サービス業,娯楽業	191,323	183,962	96.2	258,367	162,534	62.9
教育,学習支援業	333,699	270,350	81.0	352,762	257,771	73.1
医療,福祉	336,330	222,631	66.2	355,131	232,098	65.4
複合サービス事業	300,765	210,205	69.9	350,238	226,708	64.7
サービス業(他に分類されないもの)	252,806	147,919	58.5	292,267	192,696	65.9

「X」…調査対象が少ないため秘匿となるもの。

(出典:毎月勤労統計調査)

②事業所規模30人以上

(単位:円)

項目 産業	長崎県			全国		
	男性	女性	格差 男性=100	男性	女性	格差 男性=100
調査産業計	305,039	186,517	61.1	373,996	226,191	60.5
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	433,756	356,340	82.2
建設業	331,826	215,224	64.9	421,098	274,092	65.1
製造業	331,117	179,211	54.1	377,529	220,822	58.5
電気・ガス・熱供給・水道業	434,989	261,682	60.2	491,602	358,288	72.9
情報通信業	351,938	219,140	62.3	445,892	308,830	69.3
運輸業,郵便業	269,533	172,341	63.9	359,238	220,571	61.4
卸売業,小売業	253,975	130,835	51.5	381,358	187,588	49.2
金融業,保険業	433,613	228,777	52.8	551,351	302,588	54.9
不動産業,物品賃貸業	240,342	182,617	76.0	419,617	271,642	64.7
学術研究,専門・技術サービス業	306,933	240,143	78.2	464,848	328,223	70.6
宿泊業,飲食サービス業	165,344	113,724	68.8	210,469	124,976	59.4
生活関連サービス業,娯楽業	227,815	150,712	66.2	276,609	162,207	58.6
教育,学習支援業	343,734	228,172	66.4	385,546	287,076	74.5
医療,福祉	316,023	215,497	68.2	388,978	257,316	66.2
複合サービス事業	325,739	182,262	56.0	343,128	204,813	59.7
サービス業(他に分類されないもの)	255,036	143,616	56.3	282,471	185,890	65.8

(出典:毎月勤労統計調査)

2. 労働時間

(1) 本県及び全国の年平均の月間労働時間、出勤日数の推移

(単位: 時間、日)

			総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数
				対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)	
5 人 以 上	長 崎 県	令和2年	141.9	△ 3.1	132.2	△ 3.1	9.7	△ 3.5	19.0
		3年	141.4	△ 0.3	132.0	△ 0.1	9.4	△ 2.9	18.9
		4年	140.6	△ 0.7	131.6	△ 0.4	9.0	△ 4.5	18.7
		5年	139.7	△ 0.6	130.5	△ 0.8	9.2	1.8	18.4
		6年	139.4	△ 0.6	130.7	△ 0.4	8.7	△ 5.2	18.5
		全 国	令和2年	135.1	△ 2.8	125.9	△ 2.0	9.2	△ 13.2
	3年	136.1	0.6	126.4	0.4	9.7	5.1	17.7	
	4年	136.1	0.1	126	△ 0.3	10.1	4.6	17.6	
	5年	136.3	0.1	126.3	0.2	10	△ 0.9	17.6	
	6年	136.9	△ 1.0	126.9	△ 0.9	10.0	△ 2.7	17.7	
	3 0 人 以 上	長 崎 県	令和2年	148.2	△ 0.7	137.4	△ 0.6	10.8	△ 1.3
3年			147.2	△ 0.6	136.2	△ 1.0	11.0	1.9	18.7
4年			145.7	△ 1.0	134.5	△ 1.3	11.2	2.1	18.7
5年			145.6	△ 0.1	134.6	0.1	11.0	△ 1.6	18.7
6年			145.8	0.3	135.2	0.4	10.6	△ 1.6	18.8
全 国			令和2年	140.4	△ 2.8	129.6	△ 1.7	10.8	△ 13.1
3年		142.4	1.4	130.8	0.9	11.6	7.4	18.0	
4年		143.2	0.6	131.0	0.2	12.2	5.2	17.9	
5年		143.8	0.4	131.7	0.5	12.1	△ 1.2	18	
6年		142.8	△ 0.8	131.1	△ 0.6	11.7	△ 2.6	17.9	

(出典: 毎月勤労統計調査)

- 注 1) 「総実労働時間」とは、「所定内労働時間」と「所定外労働時間」との合計である。
- 2) 「所定内労働時間」とは、事業所の就業規則等で定められた正規の始業時刻と就業時刻との間の実労働時間のことである。
- 3) 「所定外労働時間」とは、早出、残業、臨時の呼び出し、休日出勤の労働時間のことである。
- 4) 「出勤日数」とは、調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことで、事業所に出勤しない日は有給でも出勤日にはならないが、1時間でも就業すれば出勤日となる。
- 5) 対前年増減率は、事業所抽出替えによるギャップを修正した指数により算出しているため、実数値から算出される増減率とは一致しない場合がある。

(2) 就業形態別令和6年平均の月間労働時間

①長崎県 一事業所規模5人以上

(単位:時間、日)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年差(日)	
一般労働者	調査産業計	164.4	△ 1.2	152.4	△ 0.8	12.0	△ 4.9	20.1	0.0
	製造業	167.4	△ 1.4	151.1	△ 0.1	16.3	△ 12.6	19.9	0.1
	卸売業, 小売業	168.0	△ 0.3	159.6	0.5	8.4	△ 14.8	20.8	0.3
	医療, 福祉	158.6	0.2	152.9	△ 0.5	5.7	19.1	20.1	0.1
パートタイム労働者	調査産業計	85.8	4.0	84.1	4.0	1.7	0.0	15.2	0.3
	製造業	113.2	1.3	107.3	△ 0.5	5.9	49.6	17.5	0.1
	卸売業, 小売業	91.7	2.0	90.7	2.4	1.0	△ 28.1	16.9	0.0
	医療, 福祉	86.4	4.8	85.8	5.5	0.6	△ 48.1	15.6	0.4

②全国 一事業所規模5人以上

(単位:時間、日)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年差(日)	
一般労働者	調査産業計	162.2	△ 0.7	148.7	△ 0.5	13.5	△ 2.4	19.4	△ 0.1
	製造業	163.3	△ 0.8	148.8	△ 0.4	14.5	△ 4.1	19.2	△ 0.1
	卸売業, 小売業	162.9	△ 0.3	151.5	△ 0.3	11.4	0.3	19.6	△ 0.1
	医療, 福祉	155.4	△ 0.7	148.6	△ 0.7	6.8	△ 0.2	19.4	△ 0.1
パートタイム労働者	調査産業計	80.2	△ 1.0	77.9	△ 1.0	2.3	2.6	13.7	0.1
	製造業	110.5	0.9	105.4	0.7	5.1	5.6	16.6	0.0
	卸売業, 小売業	85.1	△ 0.5	83.4	△ 0.7	1.7	2.0	14.9	0.0
	医療, 福祉	77.9	△ 1.3	76.6	△ 1.2	1.3	△ 7.2	13.5	△ 0.1

③長崎県 一事業所規模30人以上

(単位:時間、日)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年差(日)	
一般労働者	調査産業計	166.9	0.6	152.3	0.6	14.6	0.9	19.8	0.1
	製造業	169.9	△ 2.0	149.6	△ 1.3	20.3	△ 6.9	19.5	△ 0.1
	卸売業, 小売業	172.9	0.7	158.9	0.2	14.0	7.1	20.2	0.4
	医療, 福祉	157.5	0.5	153.2	0.3	4.3	10.3	19.6	△ 0.1
パートタイム労働者	調査産業計	91.3	5.6	89.3	5.5	2.0	8.5	15.9	0.4
	製造業	118.9	4.0	112.9	1.7	6.0	79.3	18.2	△ 0.1
	卸売業, 小売業	101.6	1.2	100.7	2.4	0.9	△ 56.8	17.6	△ 0.1
	医療, 福祉	87.3	△ 1.4	86.5	△ 1.6	0.8	26.3	16.2	△ 0.3

④全国 事業所規模30人以上

(単位:時間、日)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年差(日)	
一般労働者	調査産業計	161.1	△ 0.8	146.5	△ 0.5	14.6	△ 2.3	19.1	△ 0.1
	製造業	163.0	△ 0.8	147.5	△ 0.4	15.5	△ 4.0	19.0	0.0
	卸売業, 小売業	160.2	△ 0.6	148.2	△ 0.6	12.0	△ 0.9	19.1	△ 0.1
	医療, 福祉	155.6	△ 0.7	148.2	△ 0.6	7.4	△ 1.2	19.3	△ 0.1
パートタイム労働者	調査産業計	87.4	△ 0.1	84.5	△ 0.2	2.9	1.5	14.4	0.0
	製造業	119.8	1.4	112.6	1.1	7.2	6.8	16.9	0.1
	卸売業, 小売業	92.0	△ 0.3	90.4	△ 0.1	1.6	△ 8.6	16.0	△ 0.2
	医療, 福祉	83.9	△ 1.1	82.4	△ 0.9	1.5	△ 14.3	13.9	△ 0.1

(出典:毎月勤労統計調査)

注 1) 「一般労働者」とは、「常用労働者(※)」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。

2) 「パートタイム労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者。

※「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

① 期間を定めず、または1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者。

② 日々または1ヶ月以内の期間を限って雇用された人のうち、前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇用された者。

(3)産業別令和6年平均の月間労働時間

①事業所規模5人以上

(単位:時間)

項目 産業	長崎県			全国		
	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
調査産業計	139.7	130.5	9.2	136.3	126.3	10.0
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	161.9	148.5	13.4
建設業	165.6	154.2	11.4	164.3	150.6	13.7
製造業	162.6	145.6	17.0	157.0	143.4	13.6
電気・ガス・熱供給・水道業	155.8	145.4	10.4	154.9	140.1	14.8
情報通信業	143.3	134.6	8.7	157.3	141.8	15.5
運輸業,郵便業	177.6	154.3	23.3	167.7	145.0	22.7
卸売業,小売業	131.0	125.3	5.7	129.5	122.4	7.1
金融業,保険業	141.9	130.8	11.1	147.1	135.0	12.1
不動産業,物品賃貸業	142.0	138.8	3.2	150.8	138.6	12.2
学術研究,専門・技術サービス業	166.8	151.6	15.2	154.1	140.3	13.8
宿泊業,飲食サービス業	94.5	88.8	5.7	88.5	83.4	5.1
生活関連サービス業,娯楽業	137.9	129.6	8.3	122.2	116.1	6.1
教育,学習支援業	130.0	116.0	14.0	124.3	114.0	10.3
医療,福祉	134.8	131.1	3.7	130.1	125.0	5.1
複合サービス事業	151.7	142.5	9.2	148.2	139.0	9.2
サービス業(他に分類されないもの)	143.4	133.2	10.2	139.3	128.4	10.9

(出典:毎月勤労統計調査)

②事業所規模30人以上

(単位:時間)

項目 産業	長崎県			全国		
	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
調査産業計	145.6	134.6	11.0	143.8	131.7	12.1
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	158.8	144.2	14.6
建設業	159.0	143.4	15.6	164.8	147.0	17.8
製造業	164.6	145.8	18.8	159.4	144.2	15.2
電気・ガス・熱供給・水道業	155.8	145.4	10.4	156.5	140.1	16.4
情報通信業	145.3	136.2	9.1	157.4	141.0	16.4
運輸業,郵便業	185.4	155.6	29.8	162.9	141.0	21.9
卸売業,小売業	126.5	121.0	5.5	134.5	126.4	8.1
金融業,保険業	138.9	127.4	11.5	148.3	133.6	14.7
不動産業,物品賃貸業	140.6	136.2	4.4	151.5	138.1	13.4
学術研究,専門・技術サービス業	174.9	156.4	18.5	157.9	141.9	16.0
宿泊業,飲食サービス業	106.3	98.2	8.1	101.7	94.8	6.9
生活関連サービス業,娯楽業	138.4	128.1	10.3	121.7	114.4	7.3
教育,学習支援業	137.9	125.3	12.6	131.5	119.4	12.1
医療,福祉	140.3	136.9	3.4	137.9	131.7	6.2
複合サービス事業	154.8	140.1	14.7	151.6	138.8	12.8
サービス業(他に分類されないもの)	143.0	131.0	12.0	137.6	126.4	11.2

「X」・・・調査対象が少ないため秘匿となるもの。

(出典:毎月勤労統計調査)

(4)労働者1人平均年次有給休暇の取得状況

①長崎県

企業規模	付与日数 ¹⁾ (日)	取得日数 ²⁾ (日)	取得率 ³⁾ (%)
計(5人以上)	16.5	10.9	66.5
計(30人以上)	17.6	11.9	67.5
5～29人	14.9	9.7	64.9
30～99人	16.4	10.9	66.7
100～299人	17.5	10.9	62.1
300人以上	19.1	13.5	70.7

(出典: 県雇用労働政策課「令和7年度労働条件等実態調査」)

②全国

企業規模	付与日数 ¹⁾ (日)	取得日数 ²⁾ (日)	取得率 ³⁾ (%)
計	18.1	12.1	66.9
30～99人	17.4	11.3	64.9
100～299人	17.8	11.7	65.5
300～999人	18.4	12.3	66.8
1,000人以上	18.5	12.8	69.0

(出典: 厚生労働省「令和7年就労条件総合調査」)

注 1) 「付与日数」には、繰越日数を含まない。

2) 「取得日数」は、令和5年(又は令和4会計年度)1年間に実施に取得した日数である。

3) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

4) 調査対象は、県: 常用労働者5人以上の事業所、全国: 常用労働者30人以上の事業所である。

(5) 主な週休制¹⁾の形態別企業割合

①長崎県

(単位:%)

企業規模	全企業 ²⁾		週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ⁴⁾
					完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ³⁾	完全週休 2日制	
計(5人以上)	[100.0]	100.0	12.1	76.6	34.8	41.8	11.3
計(30人以上)	[16.9]	100.0	6.1	81.7	40.0	41.7	12.2
5~29人	[83.1]	100.0	13.3	75.5	33.7	41.8	11.2
30~99人	[14.1]	100.0	7.3	80.2	39.6	40.6	12.5
100~299人	[2.1]	100.0	0.0	92.9	50.0	42.9	7.1
300人以上	[0.7]	100.0	0.0	80.0	20.0	60.0	20.0

(出典: 県雇用労働政策課「令和7年度労働条件等実態調査」)

②全国

(単位:%)

企業規模	全企業 ²⁾		週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ⁴⁾
					完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ³⁾	完全週休 2日制	
計	100.0	100.0	5.6	92.6	27.1	65.5	1.1
30 ~ 99人	100.0	100.0	6.7	91.7	29.1	62.6	0.9
100~299人	100.0	100.0	3.6	94.2	23.5	70.7	1.0
300~999人	100.0	100.0	1.9	94.8	21.6	73.2	2.2
1,000人以上	100.0	100.0	1.4	95.7	17.8	77.9	2.3

(出典: 厚生労働省「令和7年就労条件総合調査」)

注 1) 「主な週休制」とは、企業において最も多くの労働者に適用される週休制をいう。

2) []内の数値は、回答のあった全企業に対する企業規模別の企業割合である。(全国数値は非公開)

3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制などをいう。

4) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。

5) 調査対象は、県: 常用労働者5人以上の事業所、全国: 常用労働者30人以上の事業所である。

(6) 週休制の適用労働者割合

①長崎県

(単位:%)

企業規模	全企業 ¹⁾		週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ³⁾
					完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ²⁾	完全週休 2日制	
計(5人以上)	[100.0]	100.0	5.3	80.7	35.7	45.0	14.0
計(30人以上)	[57.4]	100.0	3.0	81.2	31.5	49.7	15.8
5~29人	[42.6]	100.0	8.3	80.0	41.3	38.7	11.7
30~99人	[26.0]	100.0	6.5	78.3	35.4	42.9	15.2
100~299人	[9.5]	100.0	0.5	88.4	33.5	54.9	11.1
300人以上	[21.9]	100.0	0.0	81.6	26.0	55.6	18.4

(出典:県雇用労働政策課「令和6年度労働条件等実態調査」)

②全国

(単位:%)

企業規模	全企業 ¹⁾		週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ³⁾
					完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ²⁾	完全週休 2日制	
計	100.0	100.0	3.0	94.4	21.1	73.3	2.6
30 ~ 99人	100.0	100.0	6.0	92.8	29.0	63.8	1.2
100~299人	100.0	100.0	3.7	94.9	22.7	72.3	1.4
300~999人	100.0	100.0	2.2	95.1	20.4	74.8	2.7
1,000人以上	100.0	100.0	1.1	94.7	15.7	79.0	4.2

(出典:厚生労働省「令和6年就労条件総合調査」)

- 注 1) []内の数値は、回答のあった全企業に対する企業規模別の企業割合である。(全国数値は非公開)
- 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制などをいう。
- 3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。
- 4) 調査対象は、県:常用労働者5人以上の事業所、全国:常用労働者30人以上の事業所である。